

入 札 説 明 書

ごみパト隊用軽貨物自動車借受（２０台）

P. 1 ～ P. 6 本 文
P. 7 ～ P. 13 各種様式及び記載例
P. 14 ～ P. 17 契 約 書 （ 案 ）

札幌市環境局環境事業部業務課
（令和８年２月６日）

令和 8 年札幌市告示第 569 号に基づく入札等については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 8 年 2 月 6 日（金）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部業務課車両係

電話番号 (011) 211-2916

ファックス番号 (011) 218-5105

3 入札に付する事項

(1) 物品の名称

ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20 台）

(2) 物品の仕様等

仕様書による。仕様書・図面等は環境局ホームページに掲載する。
また希望する者には、上記 2 の契約担当部にて交付する。

(3) 借受期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 12 年 9 月 30 日（月）までとする。

(4) 納入場所

仕様書に示す納入場所

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) **令和4年度から令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）**において、取扱業種が「**物品賃貸業**」に該当する者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、次に従い、書面（様式7：入札説明書9ページのとおり）により提出すること。

ア 提出期間

令和8年2月13日（金）まで。

イ 提出場所

上記2の契約担当部

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 回答について

原則として**令和8年2月17日（火）17時**までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ

(2) 入札書の受領期限

令和8年2月19日（木）15時まで

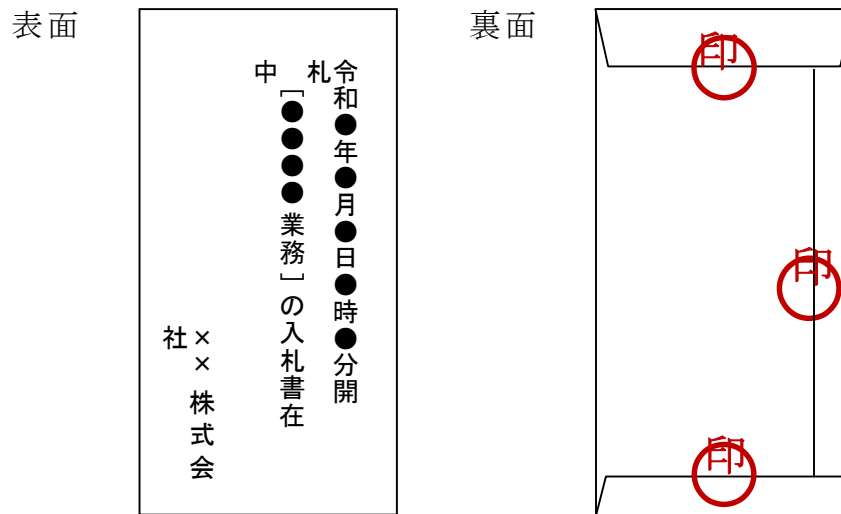
上記2の契約担当部へ持参又は送付すること（送付の場合は必着のこと）。

(3) 入札書の提出方法

- ア 入札書は（共通－第7号様式：入札説明書6ページのとおり）にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**令和8年2月**

20 日 12 時 00 分開札〔ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20 台）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



イ 郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和 8 年 2 月 20 日 12 時 00 分開札〔ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20 台）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印すること。

イ 入札 1 回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに代理委任状（共通－第 8 号様式：入札説明書 7 ページのとおり）を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は再度の入札の際に代理委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和 8 年 2 月 20 日（金）12 時 00 分
札幌市役所 13 階 環境局環境事業部業務課内

(8) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（共通－第 8 号様式：入札説明書 7 ページのとおり）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。
- カ 入札結果については、原則として令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（共

通一第 14 号様式：8 ページのとおり）を提出することとする。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約書（案）入札説明書 14 ページのとおり

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20台）

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。
 なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

（あて先）札幌市長

入 札 者 住 所
 商号又は名称
 職・氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

委任者 住 所
会社名
氏 名

印

調達件名 ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20台）

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名

印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
- 2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職・氏 名

印

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

- 備考 1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。
- 2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

調達件名 ごみパト隊用軽貨物自動車借受 (20台)

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ (4) 履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(記載方法)

共通－第7号様式 入札書

入 札 書

入 札 金 額	金	希望金額の100 / 110の数字を記載してください。	円
調 達 件 名			

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。
なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。
※開札日ではありませんのでご注意ください。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

入 札 者 住 所
商号又は名称
職・氏 名

印

入札代理人 氏 名

印

入札1回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。

備考

代理人の印鑑で行うこと（ただし、

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

(記載方法)

共通－第8号様式 委任状

委 任 状		
委任を受けた日付を記載してください。 入札1回目から委任を受けた場合は、入札1 回目に記載した日付以前の日付 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日 の日付 年 月 日		
委任者	住 所 氏 名	会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺 印してください。 印
業務名		
私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任しま す。		
記		
受任者	氏 名	代理人の名前を記載し捺印してください。 印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
- 2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印
を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(記載方法)

共通一第14号様式 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

消費税及び地方消費税免税事業者申出書	
(あて先) 札幌市長	年 月 日
落札者の決定日（通常は開札日）の日付を記載してください。	
申出人	印
住所 商号又は名称 職・氏名	
私は、消費税法（昭和63年法律第226号）に基づく事業者として、ここに申し出ます。	
会社の住所、会社名、代表社名を記載して捺印してください。	

備考1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

- 2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

(記載方法)

様式 7

質 問 書

(あて先) 株式会社
会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局にファックスしてください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質問のある業務の名称を記載してください。

担当者
電話番号

調達件名

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

契(案)約書

貸借物品名 ごみパト隊用軽貨物自動車借受（20台）

数 量 20台

上記の物品の賃貸借について、賃借人 札幌市（以下「発注者」という。）と、賃貸人 （以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 賃 料 月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 賃貸借期間 令和8年10月1日(木)から令和12年9月30日(月)までとする。

ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

- 3 引渡場所 発注者の指定する場所
- 4 検査場所 発注者の指定する場所
- 5 仕様書等 別紙のとおり
- 6 契約保証金 受注者は、契約の締結と同時に、契約金額の10/100に相当する契約保証金（金 円）を納めなければならない。
ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

札幌市物品賃貸借契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された貸借物品（以下「貸借物品」という。）の賃貸借契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の賃貸借契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、賃借物品をこの契約の賃貸借期間、仕様書等に従い発注者に賃貸するものとし、発注者は、その賃料を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、指示、通知、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 発注者は、受注者の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物品を転貸してはならない。
- 2 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入費用の負担)

- 第4条 受注者は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく賃借物品の納入に必要な費用について負担する。

(検査及び引渡し)

- 第5条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。
- 2 受注者は、発注者が定める日時までに賃借物品を納入し、賃貸借期間の始期（仕様書で別に期日を定めた場合は当該期日。以下「納入期限」という。）に発注者の利用に供せるようにしなければならない。
- 3 発注者は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。
- 4 発注者は、受注者が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。
- 5 発注者は、納品検査に合格したときは、受注者から賃借物品の引渡しを受けるものとする。
- 6 納品検査に直接要する費用及び納品検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に関する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 7 受注者は、納品検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に良品との交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(危険負担)

- 第6条 前条第5項の引渡し（同条第7項で準用する場合を含む。以下「賃借物品の引渡し」という。）の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(賃料の請求)

- 第7条 受注者は、当該月分の賃料を翌月の10日までに、発注者の指定する請求書により、発注者に対して請求するものとする。

(賃料の支払)

- 第8条 発注者は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に対して支払うものとする。

(保守等)

- 第9条 賃借物品の引渡し後、当該賃借物品に、種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があることを発見された場合であっても、受注者は発注者に対して責めを負わないものとする。この場合に、発注者は、受注者が売主に対して取得する権利を受注者から譲り受けるものとし、受注者は、売主に対する買主としての請求権を発注者に譲渡する手続きを取り、発注者の売主に対する直接請求に協力するものとする。
- 2 発注者は、使用上必要な部品等の交換及び補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りでない。

(賃借物品の現状変更)

- 第10条 発注者は、賃借物品の設置場所の変更又は他の機械単具の取付け等の現状変

更を行おうとするときは、あらかじめ受注者の承諾を得なければならない。

(保険加入)

第11条 受注者は、貸借物品について貸借期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険（仕様書で別に指定している場合は当該保険）に加入するものとする。

2 発注者は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額を一年間に換算した額につき、納入期限の翌日から納品検査（第5条第7項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。

3 発注者の責めに帰する事由により、第8条に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第13条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、貸借期間のすべてにおける契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。貸借期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに貸借物品の全部又は一部を納入しないとき。

(2) 第5条第7項の規定に基づき、発注者が指示した期間内に貸借物品の交換又は補修がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 貸借物品を納入することができないとき。

(2) 貸借物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 貸借物品の一部の納入ができないとき又は貸借物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 貸借物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 発注者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定によりこの契約を解除した場合において、既に履行された賃貸借期間がある場合、受注者に対し、当該履行済み賃貸借期間に対する賃料を支払わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。
(契約が解除された場合等の賠償金)
- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。
(発注者に対する損害賠償)
- 第16条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
(契約保証金の返還等)
- 第17条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。
(裁判管轄)
- 第18条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。
(その他)
- 第19条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。